（装置型式指定規則の一部改正）

第四条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
第四条　（略） 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第五号、第八号及び第九号を除く。）を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　品質管理システム（申請に係る特定装置の品質管理の計画、実施、評価及び改善に関し、申請者が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。）に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定装置に関し、前項第四号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあっては、登録されていることを証する書面） 五　第七条第二項の検査に係る業務組織及び検査の実施要領を記載した書面（以下「検査実施要領」という。） 六～九　（略） 3　（略） **第四条の二**　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定特定装置の型式と重要でない部分のみが異なる型式について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定特定装置の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定装置の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。 2　（略） （検査等の実施及び結果の保存） **第七条**　指定特定装置の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該特定装置が指定を受けた型式としての構造及び性能を有するようにしなければならない。 2　指定製作者等は、当該特定装置が均一性を有するようにするため、検査実施要領に従って検査をし、かつ、当該検査の結果の分析等を行わなければならない。 3　指定製作者等は、前項の検査の結果を一年間保存しなければならない。 （届出等） **第八条**　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	第四条第一項第二号、第三号若しくは第四号又は同条第二項第四号若しくは第五号の書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があった場合	（略）	（略）

改正前			
第四条　（略） 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定装置に関し、前項第四号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあっては、登録されていることを証する書面） （新設） 五～八　（略） 3　（略） **第四条の二**　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定特定装置の型式と重要でない部分のみが異なる型式について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定特定装置の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定装置の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第八号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。 2　（略） （品質管理の記録の保存） **第七条**　指定特定装置の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該特定装置が指定を受けた型式としての構造及び性能を有するようにしなければならない。この場合において、指定製作者等は、当該特定装置が均一性を有するようにするために行う検査等の結果を一年間保存しなければならない。 （新設） （届出等） **第八条**　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	第四条第一項第二号、第三号若しくは第四号又は同条第二項第四号の書面の記載事項に変更があった場合	（略）	（略）